

熱中症対策の徹底を要請しました

滋賀労働局労働基準部健康安全課

滋賀県内では、熱中症による休業4日以上労働災害が昨年に10件発生しており、これは過去10年間で2番目に多い件数となっています。

また、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から、熱中症対策が義務化されました。

このため、滋賀労働局では、令和7年6月2日、労働災害防止団体等7団体に対し、職場における熱中症対策の徹底を求める要請書を手交しました。また、会員事業場への周知などについて意見交換を行いました。

なお、義務化された熱中症対策は以下の3点です（次ページ参照）。



パンフレット等

- ① 熱中症の報告体制を整備する
- ② 熱中症の症状の悪化を防止する措置について手順を定める
- ③ ①と②について関係作業者に周知する

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業



陸上貨物
運送事業
労働災害
防止協会

林業・木材
製造業労働
災害防止協会

日本ボイラ協会

建設業
労働災害
防止協会

日本クレーン
協会

建設荷役車両
安全技術協会

滋賀労働基準協会

多和田労働局長

① 熱中症の報告体制を整備する

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が、その旨を報告するための体制を事業場ごとに整備する必要があります。

【事業場における報告先の掲示例】

熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

責任者〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇）

代理 〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇）

- 作業場の責任者等、報告を受ける者の連絡先及び連絡方法を定め、かつ明示することにより、随時報告を受けることができる状態が保たれていれば問題ありません。
- 建設現場のように、同一作業場で複数の事業者が作業を行う場合は、各事業者が共同して1つの緊急連絡先を定めることも可能です。

② 熱中症の症状の悪化を防止する措置について手順を定める

手順の作成は、事業場の体制や作業実態を踏まえて実施可能な内容とする必要があります。以下のフロー図を参考に手順を定めてください。

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

意識の異常等

救急隊要請

自力での水分摂取

経過観察

医療機関への搬送

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、

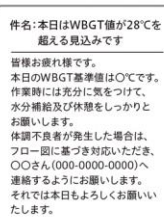
- ① 返事がおかしい
 - ② ぼーっとしている
- など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。判断に迷う場合は、救急隊を要請すること。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

③ ①と②について関係作業員に周知する

関係作業員の周知の方法は、「事業場の見やすい箇所への掲示」、「メールの送付」、「文書の配布」、「朝礼における伝達等口頭によること」が挙げられます。口頭の場合、それだけでは確実に伝わらない可能性もあるので、複数の手段を組み合わせで行うようにしてください。

手順や
連絡体制
の周知例



【朝礼やミーティングでの周知】 【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

【メールやイントラネットでの通知】

お問い合わせ：滋賀労働局 健康安全課 (077-522-6650)